

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第5回総会

令和2年5月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年5月15日 午後2時07分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	八 卷 靖 之
係 長	松 原 義 行
主任主査	鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

6番 佐藤 親 委員

7番 浅野 国英 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第8号 農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続けて、地区担当である佐藤 春雄推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明を受けておりますので、代読いたします。

整理番号1について、現地を確認してきました。

整理番号1について、申請地は、水稻の栽培がされており、譲受後についても、引き続き水稻の栽培を行う計画になっています。

譲受人は、伊達市伊達町在住ですが、申請地までは徒歩5分程度であり、農作業に支障はありません。

今回、所有権移転により、譲受人の自作地に隣接する農地を取得することで、効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第9号 農地法第5条 整理番号2を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号5については、農地判定により第1種農地の判断となります。第1種農地は原則として許可できませんが、例外的に許可ができる「集落接続事業」に該当します。

続けて、地区担当である石幡 弘実推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明を受けておりますので、代読いたします。

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地の北側は町道に隣接し、西側は宅地、南側は本家の農地、東側は本家の住宅に面しております。

今回、本家住宅に近い農地を転用し、子が分家住宅を建て、居住する予定です。

申請地は、平坦ではありますが、盛り土の高さは排水に必要な高さに抑え、土砂の流出を少なくする計画です。

雨水は集水マスを設置し、北側町道側溝に排水、雑排水は合併浄化槽を設置し、北側町道側溝に排水する計画になっております。

今回申請のあった農地について、分家住宅敷地のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。以上を持ちまして、5月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和2年第5回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時15分)